

平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 ボーソー油脂株式会社  
代表者名 代表取締役社長 垂水 龍介  
(コード：2608 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役執行役員管理本部長  
兼財務部長 難波 克行  
(TEL 047-433-5551)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 85 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、ならびに社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(定款第 28 条および第 37 条)

なお、取締役の責任免除の規定(定款第 28 条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 (新 設)	第 4 章 取締役及び取締役会 ( <u>取締役の責任免除</u> ) 第 28 条 <u>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u> 2. <u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u></u>

<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>第28条～第35条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>第36条～第41条</u> (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>第29条～第36条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第37条</u> 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>第38条～第43条</u> (現行どおり)</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月27日  
定款変更の効力発生日 平成25年6月27日

以 上